

林業退職金共済制度

林退共制度は、林業で働く人たちのために「中小企業退職金共済法」により国が作った制度です。林業を営む事業主が、雇用している従業員の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その従業員が林業界で働くことを辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば「林業界全体の退職金制度」です。

5つの特徴

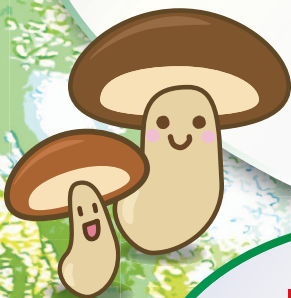
安全確実かつ簡単^(注1)

林退共制度は、林業で働く人たちのために「中小企業退職金共済法」によって国が作った、「安全確実かつ簡単」な制度です。退職金は、国が定めた給付表で算定されます。例えば、掛金納付年数30年で納付頂く掛金相当額は287万円のところ、約302万円の退職金額となります。



掛金が一部免除

新たに加入した従業員（被共済者）に、掛金の一部（初回交付手帳の62日分）を国が助成いたします。



掛金は損金扱い

掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。



一人親方の加入も可能^{注2}

「一人親方」として就労される方々が集まって結成した「任意組合」を通じて林退共に加入ができます。



企業間を通算

（定年後再雇用された場合、中退共制度からの通算も可能）

従業員の雇用事業主が変わっても、それぞれの期間全てを通算して退職金が計算されます。一般の中小企業退職金共済（中退共）制度、建設業・清酒製造業退職金共済（建退共・清退共）制度間の掛金の通算ができます。

- 注1 (1) 退職金額は、掛金日額470円、共済証紙17日分を1月と換算して計算した退職金の額です。
 (2) 470円になる前から掛金をかけている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りに応じて、別に計算されます。
 (3) 退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案し、予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。
- 注2 (1) 任意組合から貼付を受ける場合の共済証紙代金（掛金）は本人負担となります。
 (2) ご本人が拠出した掛金は税法上の必要経費としての適用は受けられません。

